

新旧対照表（抄）

○ 中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成二十六年十月中央区条例第二十一号）

<p>新</p>	<p>附則 1から5まで（略） 6 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九条第四号に掲げる事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第四十二条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して十五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>旧</p>	<p>附則 1から5まで（略） 6 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九条第四号に掲げる事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第四十二条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して十年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>